

# 佐伯市農業委員会だより

No3

令和4年  
3月号



## 表紙の 風景

農業委員会では、耕作放棄地解消の1つの取組みとして蒲江の森崎浦においてジャガイモの作付けを行いました。令和3年12月23日には蒲江畑野浦保育所の園児(1歳から5歳まで)5名を招待してジャガイモのほりあげ体験をしました。土との触れ合いに笑顔のあふれた1日でした。

## 農業委員会だより 第3号の発刊に寄せて

佐伯市農業委員会会長

宮脇 保芳



まずは1月22日に発生した地震により被災された皆様へ、農業委員会を代表しまして心より、お見舞い申し上げます。

佐伯市「農業委員会だより」第3号が発刊される運びとなりました。

「農業委員会だより」は、農業委員会の活動を、多くの農業者や市民に対して、身近に感じてもらうとともに、目に見える活動として公表できるツールであり、その果たす役割に大きな意味があると思います。これまで、農業委員会からのお知らせや農業委員会の活動報告、さらには、ファーマーズスクールの紹介、佐伯農業がんばり人紹介等、誌面作りにも工夫がされて読み易いものとなっております。これも5名の広報委員それぞれが多忙な中、仕事に従事しながら、取材活動と誌面作り奔走された結果だと思えます。同時に取材に際してご協力くださった皆様方には、感謝の気持ちでいっぱいです。

なお、予算の都合で今回は全戸配布がかなわず回覧させていただきますが、皆様からの感想や身近に感じること等意見をぜひお寄せください。

## 目次

- P1 会長あいさつ～第3号の発刊に寄せて～
- P2 【トピックス】認定農業者との意見交換会
- P3 【トピックス】令和4年度佐伯市農政施策に関する要望・提言書の提出
- P4 【特集】農地中間管理機構のしくみ

- P5 ファーマーズ スクール紹介
- P6 佐伯の農業がんばり人紹介
- P7 今が旬・おしえて！農業委員会
- P8 ピックアップ・編集後記

## 【トピックス】 認定農業者との活発な意見交換会ができました

令和3年9月24日佐伯市役所におきまして、佐伯市認定農業者協議会役員と佐伯市農業委員会運営委員による意見交換会を開催しました。

この意見交換会において出された提案は、市や県への要望事項に活用したり、国への政策提案として集約する目的で行うため、佐伯市の最前線で活躍されている方々にお集まりいただき、的確で建設的な現場の声をお聞きすることができました。

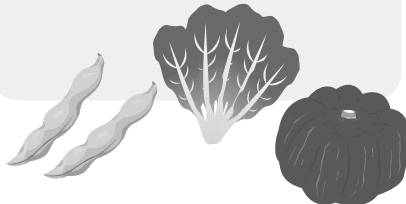
冒頭で出席者の方々の自己紹介と近況の取組みや課題をお話していただいたところ、その中で本会の主題となるようなお話がたくさんありました。

たとえば、中間管理機構に預かってもらえない農地もたくさんある中で担い手にいかに集約していくのか、今後ますます増加する耕作放棄地をいかに減らしていくのか等の検討がなされ、次のような意見も出されました。

・仕事を退職された方が農地を取得して農業をやりやすくするような、農振農用地以外の下限面積の見直しなど、農地の取り扱い方も時代の変化に応じて対策をしていくべきではないか。



・現在、大分県が進めている水田の畑地化に対して佐伯露地野菜推進協議会を設立し、枝豆やカボチャ、ホウレンソウの栽培に取り組んでいる。農政課においても畑地化に関し、生産者と共に一体感を持って取り組み、今後の佐伯市の農業のあり方について考えてもらいたい。



・産地として農業を活性化するためには、人材がさらに必要なので、地域も行政も一緒になって新規就農者の確保や担い手の掘り起こしに努めるべきである。また、その方々に農地を提供できるような仕組み作りが必要となる。まさに、「人・農地プランの実質化」に向けた取り組みを推進していかなければならない。



また、大きな問題として、獣害対策が取り上げられました。中でも最近では、イノシシの被害が増加しており、農家は本当に苦慮しています。防護柵の基礎をコンクリートにすると効果があるので、併せて補助の対象としてもらいたい等の意見も出されました。

2時間にわたる意見交換会は、あっという間に定刻となり熱のこもった、大変有意義な会となりました。今回出された意見が佐伯市の農業及び農政に生かされ、農業者の皆様のより良い発展の一助になればと思います。



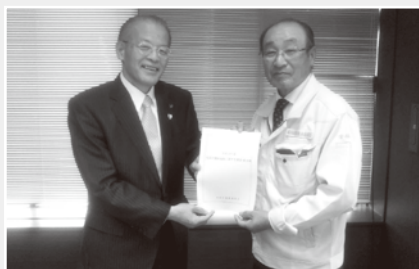
# 【トピックス】 令和4年度佐伯市農政施策に関する要望・提言書を市長に提出

農業委員会組織は、農業委員会法第38条第1項において、関係行政機関等に対して、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出が義務づけられています。

これを受けて佐伯市農業委員会では令和3年11月15日に宮協会長をはじめ総勢7名の運営委員が田中市長に対し令和4年度佐伯市農政施策に関する要望・提言書を提出しました。前述の認定農業者との意見交換会の結果及び農業委員・農地利用最適化推進委員からの情報や各地域の農業者の声を踏まえたものとなっています。主な要望・提言の内容は次の通りです。また、同法第38条第2項に基づく、回答については市長からの前向きな発言を踏まえて、令和4年2月末日を回答期限と決めました。

## 主な要望・提言

1. 地域農業の振興について
2. 鳥獣害対策の強化について
3. 河床掘削等について
4. 新規就農者の確保について
5. 水田畑地化事業に伴う新規作物の推進について
6. 多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の継続について
7. 農業委員会事務局体制の確保について



## 農地利用最適化推進委員担当区域一覧表

地域	区名	担当区域	担当推進委員	地域	区名	担当区域	担当推進委員
佐伯	1区	佐伯小校区	松本 仁	上浦区	上浦地区全域		坂本 啓二
		渡町台小校区			1区	床木、大坂本、尺間	荒木 廣樹
		佐伯東小校区			2区	小田、井崎、山梨子、上小倉	市原 洋一
	2区	上岡、鶴望、稲垣の一部(番匠川下流に向かって左岸側)	清田 馨	本匠	3区	細田、平井、門田、江良、堤内	藤原 安政
					1区	波寄、宇津々、三股、笠掛風戸、小川	矢野 正人
	3区	長谷	安藤 博	2区	山部、上津川、堂ノ間、因尾、井ノ上、小半	稗田 千公	
	4区	池田、稲垣の一部(番匠川下流に向かって右岸側)	山田 裕也	宇目	1区	重岡、大平、塩見園	岡田 安代
	上灘区、東灘区	2区	千束、河内、小野市		小野 貴展		
	5区		八幡地区全域		笠村 由喜	3区	南田原、木浦鉾山、木浦内
	6区	西上浦地区全域	亀山 悦男	直川	1区	横川、赤木、仁田原	曾根田 正弘
	大入島地区全域	2区			下直見、上直見	橋迫 新五	
7区	木立地区(須留木、築良田、岡、原、大野、角道、岡山)	池田 幸利	鶴見区	鶴見地区全域		三又 秀喜	
8区	木立地区(上記以外)	小川 忠重	米水津区	米水津地区全域		今田 今義	
9区	長良	岩田 隆生	蒲江	1区	蒲江浦、猪串浦、野々河内浦	大下 喜一郎	
10区	堅田	疋田 定		2区	森崎浦、丸市尾浦、葛原浦、波当津浦	井上 真二	
11区	青山	高畠 相吉		3区	竹野浦河内、西野浦、楠本浦、畑野浦	飛高 聖悟	

◎区域は、行政区、大字及び通称名等を表示

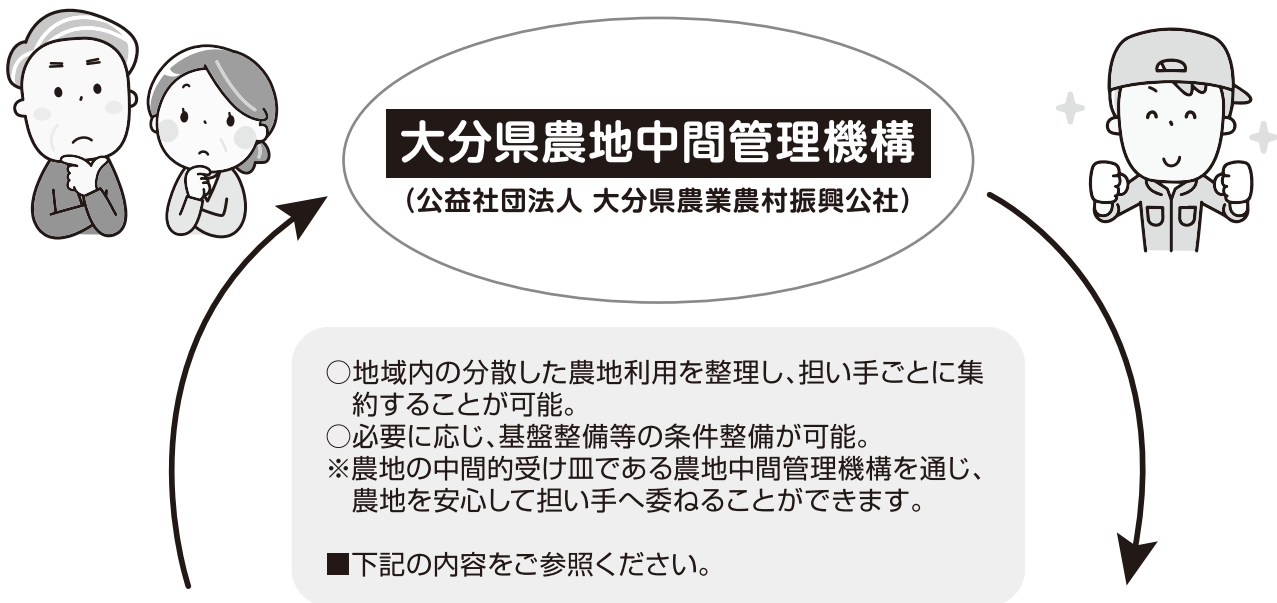
※区域が不明な方は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

「農地中間管理事業を活用した農地の貸し借り」について

政策の方向性

農地中間管理事業とは … 県知事から指定を受けた大分県農地中間管理機構(公益社団法人 大分県農業農村振興公社)が、地域内の分散した農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、一定期間貸し付ける事業です。

対象となる農用地等 …… ●市街化区域以外の農用地等(佐伯市該当なし)  
●借受希望者の状況から、貸付が確実に行われる見込みがある農用地等  
●再生不能と判断されている遊休農地等、著しく利用困難な農用地等でないこと



**農地所有者**  
(農地を貸したい人)

■農地を貸したい方へ

- 「どのような農地でも借りてもらえるのですか」
- ・再生困難な遊休農地、区画の面積が狭小、農業機械の搬入が困難など、農地として利用困難な場合は借受できません。
- 「農地が未相続なのですが…」
- ・相続権のある方の持ち分の過半の同意を得ることで20年以内の契約が可能です。
- 「契約が終了したら農地は必ず返してもらえるのですか」
- ・公的機関である農地中間管理機構との契約です。継続の意向がない場合は、必ずお返します。

**耕作者**  
(農地を借りたい人)

■農地を借りたい方へ

- 「だれもが農地を借りることができますか？」
- ・担い手(認定農業者など)であることが望ましいですが、非担い手を拒むものではありません。
- 「地代を払わない(使用貸借)契約はできますか」
- ・農地所有者の方と合意ができれば可能です。
- 「農地を借りるにはどのような手続きが必要ですか」
- ・随時募集を行っておりますので、下記へご相談ください。

※「農地所有者」「耕作者」ともに、農地中間管理事業を活用する際の事務手数料は無料です。  
※各種条件もありますが農地の管理でお困りの方は是非ご相談ください。

お問い合わせ

佐伯市役所農政課 電話 22-4659 佐伯市農業委員会 電話 22-4023

# 佐伯市ファーマーズスクール研修生に聞きました

佐伯市は、研修品目(いちご・にら・アスパラガス・ハウスみかん・キク・ホオズキ・スイートピー・野菜(有機野菜))の栽培・経営技術を就農コーチ(ベテラン農家)のもとで研修するファーマーズスクールを設置・運営しており、新規就農者の育成を図っています。今回は、今年の3月に卒業し、ハウスみかん約20アールの栽培を開始する研修生の松田直樹さんにお話を伺いました。



## ①なぜ農業を始めようと思ったのですか

農業には以前から興味があり、豊南高校施設園芸科に入学しました。三重の農業大学へと進み、卒業後ファーマーズスクールに入講しました。何を栽培するか決めてなかったのですが、祖父がみかんを少し栽培していて、それがきっかけで馴染みのあるみかんで農業をしようと思いました。

## ②どんな農家になりたいですか

やっぱり稼げる農家になりたいです。

## ③どのような研修をしていますか

今、ハウスみかんはそこまで作業がないんですが、露地みかんの収穫作業をしています。



## ④ファーマーズスクール制度の実用性は どうですか

不満はないです。実家が農家でなくても、補助金と、コーチや関係者によるサポートのおかげで不安なく農業をすることができるので助かります。

## ⑤農業に興味を持たれている方へ一言

自分一人だけで就農までは出来なくても、農業に興味があるのなら、まずは何かやってみたらいいと思います。

## ⑥最後に津田コーチから松田さんへ一言

良いんじゃないかなあ。言った事を真面目にして、徐々に徐々に上手くなりよるし。来年4月からは自分でするようになるし。そこでつまずかんぐらいはしっかり教えたいなあ。あとは自分でどんどん上手くなるやろな。地域の仲間と交流する機会もあるから積極的に話をして盛り上げていって欲しいな。

## 佐伯市ファーマーズスクールの問い合わせ

### 【スクールの内容】

研修期間：2年間(年間1200時間以上)

1年目：就農コーチ(研修先農家)の圃場における栽培技術の研修

2年目：1年目同様の栽培研修及び模擬営農

※毎月1回集合研修、研修期間中に就農準備

## 佐伯市役所農政課 電話 0972-22-3239

### 【研修生の要件】

①研修終了後、佐伯市で就農される方

②年齢が**18歳以上47歳以下(研修開始時点)**

③農業次世代人材投資事業の交付条件を満たす方

※詳細についてはご相談ください。

# 佐伯の農業がんばり人紹介

## がんばる農業人 佐伯エゴマ生産組合 多田 寿志さん (71歳)

佐伯エゴマ生産組合は、3年前に福岡の加工業者から無農薬でエゴマを栽培してほしいとの提案を受けて有志3名で発足しました。現在は4名で頑張っています。

6月に播種をして、11月に収穫、12月に出荷ですが、特に暑い時期の除草作業は大変です。栽培は熊本先進生産者から指導を受けて定植方法を試行錯誤しながら3年目で収量も徐々に増えています。

スタートメンバーの多田さんは、青山地区を中心に水稲(3.5ha)、麦(10ha)、飼料(WCS:3ha)、枝豆(0.5ha)、エゴマ(0.2ha)を経営しています。農地は自己所有地0.8ha、借入地12haで、8年前から徐々に借入地を増やし規模拡大をして現在の規模になりました。

米・麦が中心の経営でしたがドローンによる防除作業の受託を始めたり園芸品目など模索するなかで、近年エゴマオイルが健康によいということで注目されていることからやってみようと思えました。水田を利用して品質の良いエゴマが栽培できるようこれからも工夫して収量向上を目指しています。

今後は、加工原料の生産から、自分たちでもオイルを絞って「佐伯産エゴマオイル」をふるさと納税の返礼品にしようということを目指し組合員は、がんばっています。



エゴマの栽培状況



エゴマの実



エゴマの乾燥



先進地のエゴマオイル

## がんばる集落営農「農事組合法人・王冠」

弥生の細田地区にある農事組合法人王冠(以下、(農)王冠)の名称「王冠」は集落の中を貫通する「往還」からきています。提案者は、「かっこいい名前がいい」という地区の中学生の発案でした。

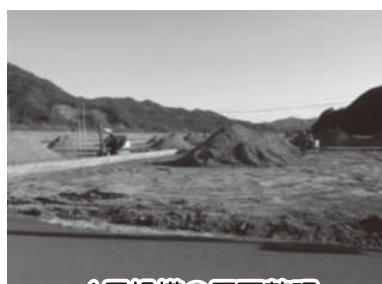
(農)王冠の成り立ちは、平成2年の尾岩地域農業集団による共同育苗とブロックローテーションから始まり、平成7年に農事組合法人尾岩機械利用組合(共同作業)設立を経て、平成18年に弥生細田尾岩地区の農業者36名で現法人を設立し、一集落一農場方式の共同経営が始まりました。

現在の経営は、経営部門で水稲(9.3ha)、麦(7ha)、大豆(3ha)、飼料(WCS:7.8ha)、野菜(0.8ha)、水稲作業の受託部門(育苗、田植え、防除、籾摺り)、加工部門(黄な粉、米粉)となっています。オペレーター2名を中心に作業補助者2名(男性)、営業・加工・会計3名(女性)が従事しています。繁忙期には組合員も積極的に参加してくれます。現会長は4代目ですが次の会長候補者も確保されています。

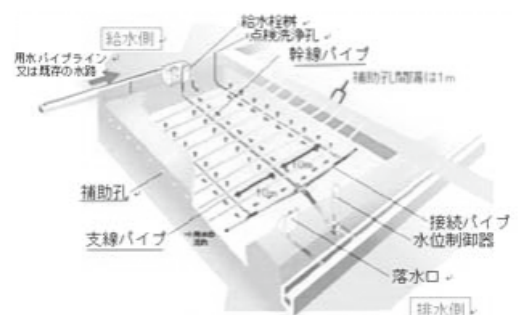
また、(農)王冠は、農地を「王冠に任せて安心」という実績を作るとともに、地区の後継者グループとの連携による秋祭り等の地域活動も継続しています。今後の取組として、経営力を高めるため米麦に加え大豆の収量をアップして収益の向上を目指して、乾田化を容易にするFOEAS(地下水位制御システム)の導入を進めています。そのためにはさらに地域内で農地集約をすすめ集落営農を実現しようとしています。



ドローンによる水稲防除



4反規模の区画整理



FOEASの仕組み

## 【今が旬】 直売野菜で女島の畑を守ります農業歴50年の挑戦

女島の岩本勝弘(75)さんは農業歴50年を超える野菜作りのプロフェッショナル。以前は女島にあったネギ部会やハウス部会(きゅうり・トマト)に所属して大分の青果市場に盛んに出荷していました。しかし高齢化により上記部会が解散したため、現在はJAがコスモタウンのスーパー内に設置している直売所「菜季市場」に主に出荷しています。作付け野菜は白菜・大根・ほうれん草・ジャガイモ等々、そして特に自慢はサツマイモです。サツマイモの品種は紅はるかで女島の砂状の土壌に適しているため糖度も高く消費者からも大好評です。また、直売野菜の調整作業や包装作業を担っているのが奥様の美和子さん。娘さんの応援を得ながら勝弘さんとともに女島の農地を守る大事な役割を果たしています。近頃自宅の前に無人販売所をつくりました。そこに並んでいるのは大きな白菜ではなく小家族に合う小ぶりな白菜です。

時代の変化にも敏感な岩本夫妻、お客様の声を聴きながら、岩本さんの口癖の通り「生涯現役！」

今後も女島の農地をよろしく願います。



おしえて!  
農業委員会

今回は、「現況証明書(非農地証明書)の交付手続きについて」です。

佐伯市では、令和3年1月13日より、非農地証明に関する発行基準が変更になりました(「佐伯市農業委員会だよりNo.1令和3年春号」で掲載済み)。非農地証明書の交付については、下記の書類が必要となります。なお、申請者氏名記載欄に押印は不要となりますが、本人確認書類の提示を求める場合があります。

- ① 非農地証明願申請書(<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0033516/index.html>)
- ② 登記事項証明書(全部事項証明書)
- ③ 字図
- ④ 現況写真
- ⑤ 申請地付近見取図
- ⑥ 委任状 ※本人以外の方が手続きされる場合は、委任状が必要となります。
- ⑦ その他関係書類

※証明願申請締切日 毎月15日(休日の場合は、翌日又は翌々日の平日)

## 農業者年金は積立年金

安心で豊かな老後のため、農業者年金に加入しましょう!



### 農業者年金加入条件

次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- ① 20歳以上60歳未満の方
- ② 年間60日以上農業に従事(配偶者・後継者も可)
- ③ 国民年金第1号被保険者

●全国農業新聞を購読しませんか? 1週間に1度(月4回)、農業・農政情報をお届けします。

金曜日発行 月…700円(消費税込) / 年…8,400円(消費税込)

全国農業新聞は、「暮らしと経営」に役立つ情報をお届けします。農業に関する最新技術・新製品や新品種、全国各地で活躍する農業者の工夫やアイデア等、農業に役立つ情報を紹介しています。



農業者年金の問い合わせや新聞の購入の申し込みは佐伯市農業委員会へ!

☎ 0972-22-4023 お気軽にご連絡ください!



## 耕作放棄地の解消ためジャガイモと、コスモス定植を行いました。

今年度は蒲江の森崎浦の耕作放棄地の夏にはヒマワリ、秋にはコスモスとジャガイモの植付に取組みました。コスモスは9月4日に、ジャガイモは9月8日に計10名の農業委員・推進委員・農業委員会事務局で作業しました。コスモスは11月初旬に見頃を迎え蒲江を訪れた方の目を楽しませました。

また、ジャガイモについては獣害の被害を受けて予定していた収穫量には至りませんでした。12月23日に蒲江の畑野浦保育所の子ども5名と、委員5名でほりあげ作業を行いました。ジャガイモは後日、保育所での給食に活用しました。ちなみに作業を手伝ってくれたのは、1歳から5歳までのちびっ子たち。

保育所に帰ってからは、はりきって作業してくれた分、5人仲良くスヤスヤとお昼寝したそうです。なんだか寝顔を想像すると充実感いっぱいですね。農業委員のおじいちゃん・おばあちゃん。



## 農業に頼らない米作りに地元農業委員や子ども達とチャレンジ

市内在住の河野千尋さんは、数年前までオーストラリアに在住。現地でも生活する中、オーガニック食品の大切さを学びました。帰国後、生まれ育った佐伯で、安心して自然な食品を求めたいという思いから、家の水田10aで米作りを始めました。そんな河野さんの姿を見ていた稲垣地区の吉良農業委員も稲作のアドバイスや機械支援をするようになり、昨年は更に隣接の水田と合わせて20aで水稲を作付けしました。田植えや稲刈りの時は、たくさんの友人やその家族、地元住民も参加して、みんなでワイワイ稲作を体験しました。

収穫したお米は“ちひろ米”と名付け、SNS等を活用した結果、全国からの注文があり、今年の販売分は完売となりました。

河野さんに今後の思いを聞いてみると『佐伯市がオーガニック憲章を定めたことはとても誇らしく思います。これからも自分のペースで楽しみながら農業に頼らない農業に取り組んでいきます。』とのことでした。



## 利用状況調査を振り返って 農地利用最適化 推進委員 稗田 千公

この度は、農地パトロール（利用状況調査）への農業者の皆様のご理解とご協力ありがとうございました。

さて、今年度より、初めてタブレット端末を用いた調査を実施いたしました。メリット、デメリット等気付いた点がありましたので、ご報告いたします。メリットは、GPS機能、カメラ搭載、その場で大まかな事柄は確認が可能であるという点でした。私は、とにかく現地に行き調査対象の確認をしながら、利用状況調査を行いました。（判断が難しい箇所は、写真を撮影しました。）反対に、デメリットは、端末の不具合（たまにですが）、タブレット端末の不足、それに伴う調査期間の短縮（昨年の調査期間は1か月半）などがあげられます。台数が限られる中、今回は3つの班に分かれ、1つの班が2週間という短い期間で、担当地区を調査しました。しかし、タブレット端末を見ていたら、新しく調査対象地が増えていたり、広範囲に及ぶ調査であったりと予想以上に時間がかかりました。詳細な調査をするためには、やはり時間が必要と思うところでした。そこで、タブレット端末を増台し、調査期間を確保することで、詳細なデータを得ることができると同時に、紙からデジタル化へもスムーズに移行できると感じました。

それにしても、調査期間は、猛暑で暑いだけではなく、悪天候の日も多かったです。それでも、ご協力くださった農家の皆様の笑顔と優しさに触れ、何とかがんばることができました。



令和2年までは紙調査



令和3年からはタブレット調査

### 編集後記

福岡市から木立に越してきて6年が経ちました。都市から田舎へ。季節ごとの毎日見る景色の移り変わりに、農業に転職して良かったとつくづく感じります。ただ、5分とかからない畑と家の往復の日々。なにか心に響く新しい出会いや発見はないものかと考え、一昨年の秋にカメラを購入しました。それからの毎日は畑にカメラを持っていき何かしらを撮る。本から学びネットで情報収集。撮り方のコツを掴みながらの仕事に行くことの楽しいことと云ったら。今まで普通に見ていたものが、素晴らしく魅力的で彩り豊かな世界へと変わりました。以前はカメラが趣味になるなど考えてもいませんでしたが、今ではすっかり写真の虜です。木立の田畑でカメラを構える男を見かけたら十中八九私です。（波戸崎孝）

＜発行元＞ 佐伯市農業委員会  
＜編集＞ 佐伯市農業委員会広報部  
・農業委員会事務局

〒876-0854  
大分県佐伯市中村南町1番1号  
電話 0972-22-4023  
E-mail nousyo@city.saiki.lg.jp

広報委員  
農業委員 山田 美之・波戸崎 孝  
竹中 裕子  
推進委員 山田 裕也・稗田 千公